

しょうせいだい 1115 号
消 生 第 1115 号
れい わ ねん がつ にち
令和 7 年 5 月 19 日

かながわけんしょうひせいかつしんぎかいかいちょう さま
神奈川県消費生活審議会会長様

かながわけん ち じ
神奈川県知事
こういんしょうりやく
(公印 省 略)

かながわけんしょうひせいかつじょうれいかいせい きほんてきかんが かた しもん
神奈川県消費生活条例改正の基本的考 え方について（諮問）

かながわけんしょうひせいかつじょうれい しょうわ ねんかながわけんじょうれいだい ごう だい じょうだい ごう きてい
神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号）第27条第6号の規定に
もと つぎ きしんぎかい いけん もと
基づき、次のことについて貴審議会の意見を求めます。

1 しもん じこう 諮問事項

じょうれい みなお きてい もと みなお けっか かか かながわけんしょうひせいかつじょうれいかいせい きほんてきかんが
条例の見直し規定に基づく見直し結果に係る神奈川県消費生活条例改正の基本的考
え方について

2 しもん しゅし 諮問の趣旨

かながわけんしょうひせいかつじょうれい しょうわ ねん せいていらい きしんぎかい ごいけん
神奈川県消費生活条例につきましては、昭和55年の制定以来、貴審議会からの御意見
とう
等をいただきながら、必要に応じた改正を行ってきました。

ほんじょうれい ねん けいか じょうれい しこうじょうきょう けんとう くわ けっか
本条例は、5年を経過するごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果
もと ひつよう そ ち こう しょうひしゃ しゃかいじょうきょう
に基づいて必要な措置を講ずるものとしていることから、消費者をめぐる社会状況の
へんかとう ふ けんとう おこな
変化等を踏まえ検討を行いました。

けっか せいていとうしょ そうてい あら とうじょう しゃかいじょうきょう
その結果、制定当初には想定していなかった新たなサービスの登場など、社会状況
へんか たいおう ひつよう ほんじょうれい かいせい けんとう
の変化に対応するため、本条例の改正を検討しているところです。

このため、じょうき かながわけんしょうひせいかつじょうれいかいせい きほんてきかんが かた
上記のとおり、神奈川県消費生活条例改正の基本的考 え方について、
ごしんぎ ねが
御審議をお願いするものです。

といあわ さき
問合せ先

しょうひせいかつかきかく こやま
消費生活課企画グループ 小山

でんわ ないせん
電話 (045) 312-1121 内線2621